

病 欠 届

学 校 名	石川県立小松北高等学校（ 夜間制・昼間制 ）
学年 組 番号 氏名	年 組 番 氏名
受 診 医 療 機 関	
診 断 名	
受 診 日	年 月 日 ()
療 養 日 数	年 月 日 限 ~ 月 日 (日間)
<p>上記のとおり、病気のため欠席しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 保護者氏名（自署）</p>	

- ※ この届けは、学校において感染症による出席停止の際に使用します。
- ※ 医療機関受診時の領収書または薬剤指示書（写）を裏面に添付してください。

	学校感染症の種類 (学校保健安全法施行規則第18条)	出席停止の期間 (学校保健安全法施行規則第19条)
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性製剤による治癒が終了するまで。
	麻疹	解熱後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発しんが消失するまで。
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
第三種	新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

病院受診証明書類（写し）

添 付